



地域の方とつながり
新しい仲間ができる

社会貢献に
つながる

地域の **見守り** と **つなぎ役**

民生委員 児童委員

として活動してみませんか？

摂津市民生児童委員協議会（摂津市保健福祉課内） 電話：06-6383-1386

お一人暮らしの方への訪問は楽しくお話しされる方が多いので、**こちらも楽しくなり、元気をもらっています。**

今まで**出会えなかった**であろう人との**出会い**があり、**楽しく時間を過ごせたこと**。地域に関わることが多くなり住んでいる**身近な人々と親しく接し、色々勉強になったこと**。地域の色々な活動に参加し**気付いたことも多かった**。

民生委員をして、**たくさんの人々と繋がり、勉強させていただきました**。素晴らしい尊敬する先輩に出会えたのが私の宝です。**負担感はありません。**

民生委員児童委員の声
(令和6年10月実施のアンケートより)

■ 民生委員・児童委員とは

「民生委員・児童委員」は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱をうけ、地域福祉の担い手として、令和6年12月現在において、市内で約120名の方々が活動しています（非常勤の地方公務員にあたります）。

また、児童福祉法に定められた児童委員を兼ねており、子どもや子育て家庭の相談支援とともに、児童の健全育成活動にもあたっています（民生委員・児童委員の一部は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員に指名されます）。

■ 行政や専門機関への「つなぎ役」

地域住民の立場に立って、住民からの生活上の心配ごとや困りごと、子育ての不安などの様々な相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、行政や専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。



Q 資格は必要ですか？

A 資格や専門知識は不要です。“人の役に立ちたい方”、“自分が暮らす地域に貢献したい方”、“ボランティアをやりたいと思われる方”、“人と人との繋がりを広めたい方”は、ぜひ民生委員・児童委員として活動されることをご検討ください。

Q 報酬・手当はありますか？

A 民生委員・児童委員は無報酬ですが、活動に必要な費用（電話代や交通費など）の一部は支弁されます。

Q 守らなければならないルールはありますか？

A 住民の個別の相談に応じるため、**守秘義務**が課せられています。

よくある質問

Q 任期は何年ですか？

A 民生委員・児童委員の任期は、**3年**です。3年おきに全国で一斉改選が行われます。一斉改選時期以外にも、欠員が生じた場合は随時選任が行われます。

Q どんな活動をしていますか？

A 総会・研修会への参加や子ども映画会の開催、一人暮らし高齢者宅訪問、地域のサロン・リハサロンの運営に協力、学校行事への参加などがあります。

お問い合わせ

摂津市民生児童委員協議会事務局（摂津市保健福祉部保健福祉課内）
〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号 摂津市役所本館1階
電話：06-6383-1386（平日の9:00から17:00）